

2014年度
民事再生法講義

2

関西大学法学部教授
栗田 隆

第2章 再生手続の開始

1. 再生手続開始の申立て（21条—32条）
 - a. 再生手続開始の要件
 - b. 保全処分

再生手続開始原因（21条）

開始原因	申立権者
破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれ	債務者（1項） 債権者（2項） 外国管財人（209条1項）
事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと	債務者（1項）

✓破産管財人にも申立権がある（246条1項）

T. Kurita

2

申立権者についての注意

- 債務者たる法人が申し立てる場合には、通常の意思決定機関の決議による。破産手続中の場合には、手続開始当時の構成員から成る機関の意思決定による。
- 次の者には、申立権は認められていない
 1. 個々の取締役・理事等（⇒ 破産法19条）ただし、再生法22条に注意
 2. 株主

T. Kurita

3

申立ての利益が問題になる者

- 一般優先債権者 見解は分かれる。
 1. 再生手続に服しない（122条2項）ことを理由に、否定する見解
 2. 破産手続よりも再生手続の方が、全額の満足を得る確実性が高くなる可能性があることを理由に、肯定する見解。
- 別除権者 不足額が生ずるおそれがある場合には、申立ての利益がある。不足額が生ずるおそれがない場合にも申立ての利益を肯定すべきかが問題となる。

T. Kurita

4

破産手続等の開始申立義務の免除（22条）

- 清算型倒産手続の開始申立義務が課せられる者（例：私立学校法人の理事）は、再生手続を申し立てることにより、その義務を免れることができる。
- 再生手続開始申立てが棄却された場合には、破産手続等の申立義務が復活する。
- 清算人にも22条の適用がある（例：会社法511条2項）。清算の方法として民事再生手続の利用が適切である場合もありうるからである。

T. Kurita

5

申立書の基本的記載事項（規12条）

- 申立人（法定代表人）の名称・住所
- 再生債務者（法定代表人）の名称・住所
- 申立ての趣旨
- 再生手続開始の原因たる事実
- 再生計画案の作成の方針についての申立人の意見

T. Kurita

6

疎明が必要な事項

濫用的申立を防止するために、次の事項の疎明が要求されている（疎明がないと却下（＝不適法として棄却））。

	再生手続開始の原因となる事実	申立人の債権
債務者申立て	必要	
債権者申立て	必要	必要

✓ 「棄却」の意味につき、25条・36条2項参照。

T. Kurita

7

費用

- 申立手数料 1万円
- 費用の予納（24条） 裁判所が事件の諸要素を考慮して定める。金額の算定について、規則16条1項参照。

- ✓ 国庫による仮支弁の制度（破産23条）は用意されていない。

T. Kurita

8

消極的条件（25条）

次の場合には、不適法として又は理由なきものとして棄却しなければならない

- 費用の不納付
- 破産手続・特別清算手続の続行が債権者の一般の利益に適合すること（ex. より多くの配当が得られるとき） 会社更生手続は再生手続に常に優先する（会社更生50条1項）
- 再生計画の見込みのないことが明らかなとき（明らかでなければ再生手続を開始する） or
- 不誠実な申立

T. Kurita

9

判断資料

- 申立人の提出する資料（cf. 規則14条の2）
- 労働組合等の意見聴取により得られた資料（24条の2）
- 職権調査により得られた資料（8条2項。cf. 規則15条）
- 調査委員による調査（62条）

T. Kurita

10

保全処分

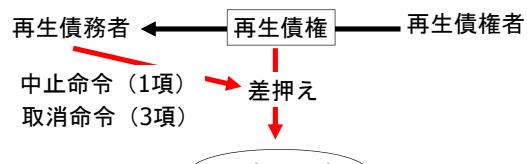
- 他の手続の中止命令（26条）
- 強制執行等の包括的禁止命令（27条-29条）
- 仮差押え、仮処分その他の保全処分（30条）
- 担保権の実行手続の中止命令（31条）

T. Kurita

11

26条

債権の区分	1項2号	1項3号
共益債権（119条以下）	対象外	対象
一般優先債権（122条）		
再生債権（84条）	対象	



12

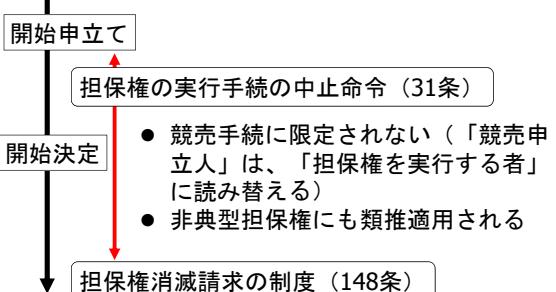
28条 条文の読み方の練習

- Q1 28条1項中の「送達」と「通知」の使い分けについて説明しなさい。
- Q2 28条3項中のかっこ書きはなぜあるのか（かっこ書中の「包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定」については、どの規定が適用されるのか）
- Q3 28条3項中の「（27条）第5項の即時抗告についての裁判」に該当するのはどのような裁判か。

T. Kurita

13

31条 担保権の実行手続の中止命令



T. Kurita

14

再生手続開始申立ての取下げ（32条）

裁判所の許可は不要

保全処分

裁判所の許可が必要（32条2文）

再生手続開始決定

取下げ不可

〔濫用的申立てを防止し、再生手続の信頼を高めるためである。250条1項（職権による破産手続開始）も参照。〕

T. Kurita

15